

青森県いきいき男女共同参画社会づくり表彰実施要綱

平成19年8月17日制定

平成27年5月11日改正

平成28年6月29日改正

第1 目的

この表彰は、男女共同参画社会の実現に向けて、顕著な功績のあった個人及び団体（事業所を含む。以下同じ。）を表彰し、その功績を称えとともに、男女共同参画社会づくりに対する県民の一層の理解と関心を高め、もって男女共同参画社会の形成の促進に資することを目的とする。

第2 表彰の名称

この表彰の名称は、「青森県いきいき男女共同参画社会づくり表彰」という。

第3 表彰の種類及び対象

この表彰の種類及び対象は、次のとおりとする。ただし、過去において、男女共同参画社会の実現に関する功績により青森県褒賞規則（昭和33年2月青森県規則第15号）による褒賞を受けたことのあるものは、対象としないものとする。

（1）功労賞

男女共同参画社会実現に向けた活動を積み重ねてきた個人を対象とする。

（2）女性のチャレンジ賞

起業、NPOにおける活動、地域活動及びそれらを支援する活動などにチャレンジし、活躍する女性個人及び団体・グループを対象とする。

第4 表彰の決定

表彰の対象となるものがあるときは、別に定める選考委員会を開催し、その選考結果を参酌して知事が被表彰者・団体を決定する。

第5 表彰

この表彰は、知事の表彰状を授与して行う。

第6 表彰に関する事務

この表彰に関する事務は、青少年・男女共同参画課が行う。

第7 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年8月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年5月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年6月29日から施行する。